

## 秋田県立大学動物実験委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、秋田県立大学動物実験規程（以下、「規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施のため、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (委員会の組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員により組織する。

- 1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名以内
- 2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名以内
- 3) 学識経験を有する者 2名以内

### (委員の任期等)

第3条 委員会の委員は、前条各号を考慮して、学長が委嘱する。

- 2 委員の選任及び任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受けて次に掲げる事項を審議し、学長に報告する。

- 1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画について、動物実験等に関する法令及び規程の適合の可否
  - 2) 動物実験計画の実施状況および結果
  - 3) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況
  - 4) その他、動物実験の適正な実施に必要な事項
- 2 前項の審議に関して必要な事項は学長が別に定める。
- 3 委員会は、適正な動物実験等の実施、並びに適正な実験動物の飼養及び保管を実施するために必要な教育訓練を実施するほか、施設等の承認、自己点検・評価、情報公開に関する事項について審議または調査の上学長に報告し、意見を具

申する。

**(議事)**

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 動物実験の審査に際して、研究の遅延防止のため書面等の持ち回りによる委員会を開催することができる。
- 4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わってはならない。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

**(委員会の庶務)**

第7条 委員会に関する事務は、地域連携・研究推進センターにおいて処理し、委員会開催に関する議事録等の作成および保存等を行う。

**(委 任)**

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**(附 則)**

- 1 この規則は、平成23年12月21日から施行する。

**(附 則)**

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。